

第422回南国市議会定例会会議録

第4日 令和3年9月9日 木曜日

出席議員

1番 杉 本 理	2番 丁 野 美 香
3番 西 山 明 彦	4番 神 崎 隆 代
5番 植 田 豊	6番 西 本 良 平
7番 浜 田 憲 雄	8番 斉 藤 喜美子
9番 岩 松 永 治	10番 西 川 潔
11番 土 居 恒 夫	12番 有 沢 芳 郎
13番 中 山 研 心	14番 前 田 学 浩
15番 村 田 敦 子	16番 岡 崎 純 男
17番 野 村 新 作	18番 浜 田 和 子
19番 土 居 篤 男	20番 福 田 佐和子
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

な し

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 村 田 功
副 市 長 三 木 敏 生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中 島 章
参事兼財政課長 渡 部 靖	参事兼企画課長 松 木 和 哉
危機管理 課 長 山 田 恭 輔	税 務 課 長 高 野 正 和
市 民 課 長 崎 山 雅 子	子育て支援課長 溝 渕 浩 芳
長寿支援 課 長 島 本 佳 枝	保健福祉センター 所 長 藤 宗 歩
農林水産 課 長 古 田 修 章	農地整備 課 長 田 所 卓 也
商工観光 課 長 長 野 洋 高	建 設 課 長 濱 田 秀 志
都市整備 課 長 若 枝 実	教 育 長 竹 内 信 人
教 育 次 長 兼 学校教育 課 長 伊 藤 和 幸	生涯学習 課 長 中 村 俊 一

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長 公文 知子 次 長 野口 裕介
書 記 門脇 智哉

＊

議事日程

令和3年9月9日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。18番浜田和子議員。

〔18番 浜田和子議員発言席〕

○18番（浜田和子） おはようございます。公明党の浜田でございます。

本日も生活者の目線に立ちまして、定例会の一般質問を行います。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

平山市長におかれましては、2期目の御当選、改めましてお祝い申し上げます。大変におめでとうございました。この4年間の実績に加えて、さらに市民の皆様のお声の実現に向けて御活躍くださいますようお願いしております。

2期目の選挙戦に当たり、市民の皆様から様々なお声がございましたが、その中で子育てに関するお話があまりないですね、ということがございました。お気づきでございましたか。

市長は、1期目当初、初当選後すぐさま第2子の保育料の無償化に取り組みられました。そして、国が保育料の無償化を決定した段階で、他市に先駆けて給食費の無償化を実施されました。南国市は、これまでに子育て支援、少子化対策はしっかりと取り組んでまいりましたし、今回

は施設整備等には触れられていました。これも子育て支援として間違いなく市民の要望でございます。その上で、市民の皆様がさらに強く望んでいる課題は何だったのかが問われたわけでございます。

子育て支援に関して、今、南国市の課題はどこにあると思っておられるのかをお聞かせください。また、改めて2期目における子育て支援を行うとすれば、どのようなことをなされたいのかを、お考えをお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 子育て支援といたしましては、南国市ではこれまでこの4年間では、ファミリーサポートセンターの事業の開始や、今浜田和子議員から御紹介いただきました第2子の保育料の無償化、また3歳児以上の副食費の無償化などを行ってきたところでございます。

しかしながら、まだまだ課題は山積しておりまして、南海トラフ地震対策としての津波浸水区域の保育施設の浸水区域外への移転や、老朽化保育施設の建て替え事業も順次推進していく必要があります。また、喫緊の課題であります明見保育所の駐車場問題など、対策を講じていかねばなりません。そして、0歳児保育の受入れ環境の充実や、いまだに実現していない病児保育、また保育料無償化の流れの中で無償化されていない0歳から2歳の保育料ということも課題と言えるのではないかと考えています。また、放課後児童クラブにつきましても、受入れ定員が不足するという状況もあります。

これら課題につきまして、施設整備といたしましては、現在、長岡西部保育所の建て替え工事を進めておりまして、完成時には0歳児保育も始まることとなります。今後におきましても、明見保育所の駐車場確保等早急に取り組むとともに、老朽化が進みます保育所、保育園の建て替えを積極的に進めてまいりたいと思います。また、現在改修を進めております小中学校のトイレの洋式化やプール改修も計画的に進めてまいります。放課後児童クラブの建て替えは、現在長岡小学校めだか学童クラブで進んでいるところでございますが、国府小学校のまほろば学童クラブも来年度増築を行う予定となっています。

また、市民の奨学金返還の負担軽減や中学生制服のリユースの推進など、保護者の負担軽減も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 今、課題もおっしゃっていただきましたし、また、このまち・ひと・しごと創生総合戦略には、安心して妊娠・出産・子育てができる生活環境の整備に努める。そのために、妊産婦や乳幼児の健康を守るよう、健診や周産期医療など、医療機関と連携して医

療・保健の充実を図る。また、妊娠・出産や子育てに関する悩みや不安を軽減するために、相談体制の充実を図るとともに、子育て技術の習得と母親の孤立化を防ぐための支援を行う。さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減に努める、というようなことが記載されていたので、今市長が述べてくださったことも、ほかにも課題というのはたくさんあるのではないかというふうには思います。

私は今回は、先ほども市長のお話の中にございましたけれども、私がこれまでに質問をさせていただき、実現をしていないことにつきまして、2点お伺いしたいと思います。

1つは、子育て支援はどうしても永続的に予算の確保を要する施策が求められるために、財源の確保の裏づけが明確にされなければ、容易にはできませんと言えない苦しさがございます。

しかし、国のほうでも子ども家庭庁を創設したいという動きもあると思いますので、ここはいち早くビジョンだけでもつくっておくべきだと思ひまして質問をさせていただきます。

まず、0歳児から2歳児におきます保育料の無償化に関してのお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 御質問のございました0歳児から2歳児の保育料でございますが、令和2年度の基準で新型コロナウイルス感染対策に伴う登園自粛要請を行わなかった場合の保育料は、国基準で2億4,500万円となっております。実際に、保護者の方に御負担いただく保育料は、南国市が定めておりまして、市基準の保育料は約2億200万円となっているところでございます。

この0歳児から2歳児の保育料約2億200万円に対する軽減制度といたしまして、南国市独自で教育・保育施設に同時入所しております2人目のお子様の保育料を無償としておりまして、その額は約4,200万円となっております。

また、高知県の多子世帯に対する軽減制度で約1,000万円、市と県の両方の制度の対象となっている保育料で約1,000万円の軽減を行っており、保育料を軽減いたしました総額は約6,200万円となっております。

議員御提案のように、0歳児から2歳児の保育料を無償といたしますと、南国市の歳入となっております公立保育所、民営保育園の保育料約1億200万円が減となり、認定こども園などが保護者より集金しております保育料約3,700万円分を増額し、認定こども園などに施設型給付費を支出することになりますので、約1億3,900万円の市の負担増となります。

子育て世帯へのさらなる負担軽減は必要だと考えておりますが、0歳から2歳児の保育料の無償化につきましては、市の負担が大きいということもあり、現在のところ制度化は難しいと

ころでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 本当に大変な財源が必要ですから、南国市として単独ではなかなか難しいと思います。

しかし、このことは市民の要望として私たちに寄せられている課題であります。今コロナ禍の中で、国への働きかけもできにくいところですが、市民要望であるということはお心にとどめていただけますようお願いを申し上げます。

次に、病児保育につきましてお伺いいたします。

これまでに、病児保育の必要性につきまして質問もしてきましたが、なかなか諸般の都合で実現ができません。これもコロナ禍の中、ますます難しい課題となっていますが、実現に対して意欲は持っておられるのかどうか、担当課長の御所見をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 南国市内の施設で行っております病児保育事業は、病後児保育1か所、体調不良1か所となっております。議員さんが言われました、お子様が病気にかかった場合に保護者が預けることのできる施設はございません。

病児保育事業につきましては、以前にも浜田和子議員からは御質問をいただいております。御質問をいただきました後で、事業所内保育が地域枠を開始する事例がございましたので、その際に病児保育事業の可能性をお聞きしたこともあります。現実には至っておりません。

ただ、お子様が病気であっても保護者が勤務などの都合で家庭で看護することができない場合に、お子様を一時的にお預かりする施設は必要だと考えておりますし、保護者の方が安心して利用していただくためには、医療機関との連携が必要になってきます。

議員が言われますように、コロナ禍で新たに病児保育事業を始めるには難しいかもしれませんが、高知市で行っております病児保育事業を参考にさせていただきながら、南国市での実現の方向を探っていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） もうこのことも、市民の皆様からのお声をいただいてから長い時間がたっております。実現に向けての御努力を今後もしっかりお願いいたします。

子供政策を社会保障の柱にという方針の下、国は2021年1月より不妊治療の助成についても拡充し、子育て支援は家族も含めての支援という考え方で進んでいくと思われます。南国市といたしましても、今後あらゆる角度から子育て支援に御尽力いただけますようお願い

をいたします。

次に、農作物の被害についてお伺いをいたします。

本年も線状降水帯による甚大な被害があちらこちらに見受けられました。被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

今回、この南国市でも新聞紙上で報道されましたとおり、8月12日より10日以上降った長雨、線状降水帯とされていないかもしれませんが、作物に大きな被害が出ました。一般質問初日に、専門家である西本議員さんからも詳しく御質問がございましたので、改めてお聞きすることもございませんが、米の被害につきまして少しだけ触れてみたいと思います。

本年は特に良質な米が豊作であった米農家を直撃した今回の長雨は、稲の刈取りがあと一日か2日先にとしていた矢先であり、大打撃を被りました。私も8月24日に被害に遭った現場を見させていただき、どうしたものかと途方に暮れました。

そこで、農業政策なら村田副市長との思いで御相談をさせていただきました。村田副市長には、早速現場に足を運んでいただき、農家の声を直接聞いてくださいましたこと、誠にありがとうございました。

8月28日でした。私が県や国にも連携を取り回りましたので、石田衆議院議員が現地視察に赴いてくださいました。農協の常務さんと部長さんも、さらには農業委員会の会長さんも来てくださって、現地の状況の把握と今後の対策について御心配をさせていただきました。8月30日には、土居議長にも御同行いただきまして、市長に要望書を届けさせていただきました。

そこでまず、お構いなかったら、村田副市長には現地視察においでで、どのようにお感じになられたのかをお聞かせいただければうれしいと思います。

○議長（土居恒夫） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 副議長には、今回の長雨被害の現地確認にお誘いいただきましてありがとうございました。

長雨が続く中、刈り遅れた水稻から芽が出ているとのお話は聞いておりましたが、あれほどの被害だとは思っておりませんでした。改めて、現場に出向くことの大切さを知りました。また、被害確認のためとはいえ、了承を得ずに圃場に入ることには抵抗がありますし、耕作者の方も見も知らぬ人間が自分の圃場に勝手に足を踏み入れることは気持ちのよいものではありません。被害の現場に足を入れさせてもらい、現物を確認させていただきましたことは、貴重な経験になりました。

被害の状況は、倒れた稲のもみから青い芽とともに白い根が生えて、その根が地面に張りつ

いており、それは初めて見る光景で、もうもみがスッカスカの状態でした。三等、等外はおろか、収穫さえできない状況で、改めて被害に遭われた農家の方の落胆と無念さがひしひしと感じられました。

私自身、もみ、種採取農家として育ちましたので、刈取りは何にも勝る喜びのときということが分かっているだけに一層そう感じたのかも分かりません。今は、被害に遭われた農家の方が次期作への営農の意欲が湧くような支援策をできるだけ早く打つことが大事だと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） どうもありがとうございます。

南国市の被害状況の把握はどのようになっているのか、農林水産課長にお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市における被害状況でございますけれども、8月23日時点の県の被害状況報告によりますと、南国市の被害面積といたしましては152.6ヘクタール、被害額は1,128万円となっております。被害の内訳につきましては、施設被害が0.2ヘクタールで被害額54万3,000円、作物の被害といたしましては、水稻が140.4ヘクタールで被害額が693万2,000円、オクラが12ヘクタールで被害額348万8,000円となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 水稻が140.4ヘクタールで被害額は693万2,000円ということですが、県の発表は正確だとは思えません。実際の被害額は、収穫した米がどう評価されて収入に結びつくのかを見てみなくてはならないと思われます。

さて、農業者の経営努力では避けられない収入減少全般が補償の対象となる農業経営の収入保険がございます。農業者を守るものであるにもかかわらず、掛金が高いということで加入率が低い南国市は、前回の6月議会におきまして掛金の2分の1を補助するために1,000万円を予算化したところです。現状の加入率はどのようになっていますか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 収入保険の加入率でございますけれども、今年の収入保険の加入者数は29人となっております。収入保険の加入要件である、前年度に青色申告している農業者数が336人となっておりますので、その8.6%が加入しているということになります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 平成31年1月1日から施行されています収入保険は、加入促進を図り農業者を守ることでしたが、加入者は少なく、今回の被害において農業者を守れませんでした。少数の加入者は、保険金が高くても加入をしていてよかったのですが、南国市の補助事業開始のタイミングとして災害が早く来過ぎました。

今後において、南国市がこの補助事業を始めたことについての周知は大切です。今後の普及活動についてはどのようにしていけるのか、お伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 様々な理由による収入の減少までしっかり補償をできる制度は、現在収入保険以外にはございませんので、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、今回のような農業被害への事前の備えとして加入を推進するため、10月からの申込みまでの早めの周知に取り組む必要があることから、6月議会での予算化をいたしました。

この収入保険加入推進支援事業につきましては、令和4年1月から12月までを保険期間とする来月10月から12月までに加入申込みされた方についての支援となりますので、内容についても農業共済組合とも十分協議をいたしまして、現在市の広報9月号と市のホームページに掲載をして周知を図っております。

今後は、農業共済組合とも連携をしながら、JAの各部会への周知や、JAや農業共済組合の広報等によってもさらなる周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 次の質問、1つ構えておりましたけど、飛ばします。

農業共済の保険に加入している方々もおられると思いますが、今回の被害に対しては救済の支援ができるものとはなっていないのではと心配をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 今回の長雨の被害につきましては、風がそれほど強くなかったことから、極端な倒伏の被害がなかった一方で、立ちながらも穂が発芽したような例が多く、それなりに刈取りができ出荷された方がほとんどではないかと思えます。しかし、高知県の今年の作況指数が99と平年並みとされている中で、8月末時点でのJAへの出荷量は、前年比93%と収量的には大きな減少となっておりますが、品質については三等級が前年の7倍、等級外については27倍と大きく増加し、収入の減少としては顕著に現れていると思えます。

そして、農業共済組合の農作物共済につきましては、収量が下がった場合に対象となる引受方式のため、基準収量の7割程度まで収量が下がらないと対象とはなりませんので、品質が落

ちて等級が下がってもそれなりの収量があった方は対象とされない場合が多いと思われます。

また、収入保険につきましても、先ほど申し上げたように市全体での加入者が29人と非常に少ない状況でございますので、対象となる方もごく僅かではないかと思われます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 共済保険のほうに加入していても、保険給付の対象にならない場合が多い、また収入保険には加入できていない、そんな農業者にとりましては本年の収入を失い、今後の経営を再開できない状況となります。何らかの救済措置を講じなければならないと考えます。

南国市でこのたび、有志における利子補給を考えてくださっているということでございますが、その内容について御説明をください。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 今回の農業被害のような自然災害、また新型コロナウイルス感染症の影響による価格下落等に対して、経営の安定を図るための支援策といたしまして、現在農林業災害対策資金利子補給金による支援ができるよう、補助要綱の整備や県との調整などの準備を進めているところでございます。

この事業により、JAの農業近代化資金や日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金などの融資につきまして、貸付けから5年間実質無利子で御活用いただけるようになりますので、準備が出来次第、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 今回のことで問題になるのは、保険を掛けている方がいる中で、保険を掛けていない方が行政の力で救われるのであれば、保険は掛けなくてもよいということになってしまうわけですので、整合性が担保されるような支援の仕方ということで大変難しい課題であったと思います。御尽力していただきまして誠にありがとうございます。

なお、今後も農業者の声に耳を傾けていただき、南国市の農業の後継者が喜んで農業に従事していけるよう御配慮いただけますようお願いいたします、次の質問に移ります。

3点目は、まちづくりについての質問です。

市民目線の質問をあれこれいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

後免東町、海洋堂スペファクを横目に見て、道路整備が進められています。本来、コロナ禍でなければインバウンドの集客を中心に、南国市では見たこともない多くの来客があったかも

しれないと思います。しかし、コロナ禍により、そういった状況にはなっていないことがむしろ救いかと思えるほど、周辺の整備は遅れています。

道路はもう少しで整備が完了することと思いますが、高知南国線の第2工区の完了に伴うインター線の信号機の設置、東町交差点の右折レーンの設置、ここでの信号機の稼働など、市民が心待ちにしています。県、警察・公安委員会、南国市、それぞれの思惑があると思いますので、それらを踏まえて進捗状況、完成のめどについて御説明ください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） まず、高知南国線第2工区の進捗状況につきましては、残りの未整備区間の道路築造工事に着手しておりまして、本年度中の整備完了を予定しております。

高知南国線第2工区と県道南国インター線との交差点の信号機設置につきましては、県警と協議を重ねておるところでございますが、整備完了後の交通状況を踏まえまして、継続して協議をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、後免東町交差点改良の進捗状況につきましては、本年度は本市上下水道局が新川下水道工事として下水道管の新設及び新川水路の改修工事を予定しております。その下水道工事の完了後、引き続き交差点改良工事を高知県中央東土木事務所が、軌道工事をとさでん交通株式会社がそれぞれ行う予定であると伺っております。

また、工事完了のめどにつきましては、全てが順調に進めば、令和5年度末の工事完了を予定していると伺っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ごめんなさい。御答弁の中に、東町の信号機の稼働についてのお話がなかったんですが、稼働はするんですね。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 後免東町交差点につきましては、信号制御をすると確認をしております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 後免東町の電車の停留所につきましても、県ととさでん交通とで設置場所の移動を考えてるようにも聞こえてきています。これがどのような設計でなされるのか、南国市は把握しているのでしょうか。分かっていたら教えてください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 後免東町の電停につきましては、南側電停、下りのほうですけ

れども、は、交差点内に新たに設置されます交通島内に移設し、北側、上りのノーガード電停は、現在近くにバリアフリー電停として整備する計画であると伺っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 交通島内に移転するということでしたら、西から東に向かう車の車線につきましても今とは違ってくるかもしれません。その工事がいつ始まり、いつから新しい停留所を使うことができるのでしょうか。その際には、路面の線路も当然改修していただけないかと思っています。これもまた県ととさでん交通の仕事ではございますが、南国市の市民が活用させていただく路面でございますので、南国市も加わってアロケで進めていくことになるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 後免東町電停の移設工事に関しましては、高知県の委託工事といたしまして、とさでん交通株式会社が工事をするということになりますが、この工事につきましては令和4年度末までに工事を完了させる予定であるというふうに、とさでん交通株式会社に伺っております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 軌道工事などは令和5年末の工事完了と初めにお答えをいただきましたが、電停の移設はそれより1年早く完了予定ということによろしいんですね。

どちらにいたしましても、南国市の市民の利便性に供していただくところですので、南国市民の思いに沿ったまちづくりをと希望します。南国市民の声を反映すべく、ワークショップもなされたのかもしれませんが、そこに参加できていない大半の方々に、町がこうなりますというお知らせが欲しいと思います。市民の代表の集まりである市議会のメンバーも知らないと思いますが、私だけでしょいか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 後免東町交差点の進捗状況等につきましては、公開できる情報につきましては広報やホームページ等を活用してお知らせをしてみたいというふうに思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 市民の皆様への情報提供につきましては、よろしくお願いをいたします。電車の線路が絡んでいますので、総合的に車の流れがスムーズになりますよう、ぜひ県とも話し合って安全性の確保に最大限の御配慮をお願いしておきたいと思います。

高知南国線の第2工区が完成すれば、それだけでも交通事情が大変改善されますし、新しい

町の風景が生まれることと思います。

ところで、現在供用されています第1工区には幾つかの信号機が設置されています。市役所の南の信号機は問題ないと思いますが、市役所の西の信号機と東の信号機は少し不自然な設置のため、安全性に欠けていると思いますが、お気づきになられていますか。横断歩道の設置が1つで、車の停止線がその際にあり、1台が止まった後ろ辺りに南北の道路がございます。南北の道路から出てきた人や自転車は、東西の信号機が青でも信号機と関係なく渡ることができます。また、東西の信号機が赤信号で西向けに止まっている車がある場合は、南から、また北から出てきて西へ曲がりたい車は左折、右折ができません。不具合極まりないといつも感じながら利用させていただいております。

安全性について御確認をいただき、解消していただきたいと思います。現在の信号機の設置場所につきましての御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 現在供用中の高知南国線の信号機や交差点の形状につきましては、道路法第95条により公安委員会、高知県警と協議を行った結果に基づいた形となっております。

東のサンシャイン南の交差点は、当初設計では通常のように交差点東側と西側の両側に横断歩道を計画していました。ただし、県警の条件として南北の市道についても車両の擦れ違いができるような幅員が必要とのことでしたが、一部の地権者との交渉が難航し道路拡幅には至りませんでした。平成24年の供用開始に向けての交差点協議においても、再度県警より南北の市道の拡幅が完了できてない以上、東西2か所の信号機や横断歩道は設置できないと言われ、協議の結果、北から来た車両を交差点で滞留しないように、片側だけの歩行者用押しボタン信号機と横断歩道を設置することになりました。

西の大埴と篠原の境の交差点は、当初設計からこの形で、平成24年の供用開始に向けた交差点協議により、現在のような押しボタン信号機と横断歩道の配置となっております。

道路の延伸により、2か所の交差点も再度県警と交差点協議を行う必要がありますが、県警は交通量の少ない交差点について、追加の信号機や横断歩道の設置には消極的であり、既存道路の拡幅が条件となっている以上、現状変更の合意は難航すると思います。

そこで、今回同じような4車線道路の歩行者用押しボタン信号機を確認してみました。南国市内に限りますが、南国バイパスに同様の歩行者用押しボタン信号機が2か所、タマイのパチンコ屋の西側と日章歩道橋の西側にありますが、どちらも高知南国線のような形態ではありませんでした。その2か所は、交差点の外側に車両用の停止線が引いてあり、東西のバイパス側

が赤信号で停車した場合、南北の市道からの車両は歩行者に注意しながら普通の交差点のように右左折できるような状態になっています。

規則の変更やほかの何らかの理由の可能性もありますが、県警に相談したいと思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ありがとうございます。課長が私と同じように感じてくださっていたということに安心をいたしました。これまでも、他の事例で要望することも県警に対して言ったことがあるんですけども、県警の規則っていうのは交通安全が最優先にはなっていないことがあると常々感じています。

今後、お互いに働きかけを行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ここからは、公園についてお伺いいたします。

現在整備中の篠原の区画整理において、公園が2か所できると伺っています。どのような公園にしていくのか、近隣住民を交えてワークショップを行ったということですが、市民の皆様から出された御意見について、お構いない範囲で教えてください。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 篠原土地区画整理事業区域内の中に整備予定の2つの公園につきましては、7月15日に第1回目のワークショップを行いました。参加者は、篠原北、東、西の各地区の自治会、防災会、そして子供会から17名の代表者の方々にお集まりをいただきました。参加者には、1つの公園に対し2班ずつの4班に分かれていただき、それぞれの公園のイメージや利活用について自由に意見交換をしていただき、最終的に各班で公園のテーマを決めていただいたところでございます。

住民の皆様からは、幅広い世代が利用できる公園、いざというときに集まれる防災機能を持った公園といった意見や、バリアフリーの公園、樹木など緑の多い公園、そして小さな子供が遊べる遊具のほか、あずまややベンチなど、くつろげる設備のある公園といった御意見をいただいております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 南国市の既存の公園っていうのは、どの公園もほぼ同じ形態になっているようにこれまでは思われます。木々があり、遊具があり、その遊具も同じようなものが設置されています。今回、宇田の公園は少し趣を変えたようですので、これからも工夫をされていかれることと思います。

そこで、私から1つ提案をさせていただきたいと思います。それは、小さな噴水のある公園

です。池はなく、地面から水が噴き上がり、高さはそれほどでもなく、水遊びが大好きな小さなお子さんが水のそばや水の下で遊べるような噴水です。兵庫県の播磨町の噴水のある公園を参考にして話をさせていただいていますが、いかがでしょうか。

小さなお子さんを連れとお母さんが毎日曜日ごと子供さんを連れてあちこちの公園を訪ね遊ばせています。少し違った遊具はないか、環境の違った公園はないかと思案しているのを見ますと、噴水のある公園も楽しいのではないかと思いますし、この場合、夏だけの噴水だと思いますので、周辺の温度としては内水効果となるのではないかと思いますところ。既存のどこかの公園でもいいですし、駅前線に沿った新しくつくろうとしている公園でもいいかと思えます。都市整備課長の御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、本市では、親水公園として整備しているものとしたしましては、オフィスパークの北側に流れる領石川沿いに遊歩道を整備しております蜷が丘公園がございますが、噴水を設置している公園は残念ながらございません。

また、今度整備いたします南国駅前線の沿道広場でございますが、耐震性防火水槽を埋設する予定でございまして、広場の中に設置する設備も限られることから、噴水の設置場所としては難しいのではないかとこのように考えております。

今後は、市民の方が水に親しみながら憩いの場としてくつろいでいただけるような公園で、噴水の設置が可能な候補地を検討していくとともに、噴水の設置後の維持管理につきましては、費用面、安全衛生面からその困難性が他の自治体の取組からも指摘されているところでもありますので、十分に研究を重ねた上で、整備の可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 可能性を探っていただけるというお言葉が、実際そうであれば大変うれしいと思うんですけども、管理についての費用面、安全衛生面から、その困難性が他の自治体の取組からも指摘されているところであるということ、また可能性を探ってまいりたいということは、実際は実行できないということをお言葉を変えてお答えになられたのかなというふうに私は受け止めました。

以前、三和小学校に水道を引くことを提案した折に、当時の教育長から南国市の水は水質もよく世に誇れる水だから、その必要はないようにお答えをいただいたことがございます。水質の安全性は気をつければ、引き方です、かなうことだと思われま。そんなよい水のある南国市ですから、それをアピールできるまちづくりを考えてもよいのではないかと提案してみまし

た。まちづくりの設計に水を感じさせる視点があってもよさそうです。噴水にも様々なものがございますので、十分御研究されて前向きにお考えくださることを切望いたします。

次に、現在整備が進んでいます高知南国線、また南国駅前線の工事が完了した場合、都市計画に示されています南国駅前線を南に延ばす道路につきまして、以前に質問をさせていただきました折、都市整備課長の御答弁は令和5年度以降に南国駅前線の南進整備の整備計画を検討する際に、南国中央公園の整備計画についても併せて検討してまいりたいと考えているといった内容でございました。

南国駅前線については、コンパクトシティを実現するための立地適正化計画制度を利用した整備ですが、南進についてもその財源を活用することはできるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、整備を進めております高知南国線第3工区、南国駅前線第2工区につきましては、国の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しております。その補助対象は、都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、立地適正化計画の目標に適合するものとされております。

南国駅前線の南進につきましては、まずは当該区間の事業計画を立案し、都市計画事業の認可を受けた後に、都市再生整備計画の道路事業に位置づけることで、都市構造再編集中支援事業の補助金の活用が可能であると考えております。なお、国費率は原則都市機能誘導区域内で50%、都市機能誘導区域を除く居住誘導区域では45%となっております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 高知南国線では、社会資本整備総合交付金を活用していましたが、計画書の要望の3分の1ほどしか交付が認められなくなったこともあって、立地適正化計画に基づく個別支援に切り替えたというふうに思っております。

コロナ禍が長期化し、国も財政的に厳しさが認められても、都市構造再生集中支援事業の活用が先々に心配ないということを願っております。

それで、南国駅前線の南進は、令和5年度以降に整備計画の検討ということであれば、その姿を見ることができるのはいつのことになるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 南国駅前線の南進に係る区間につきましては、既に多くの住宅等が建設されており、用地等の交渉にかなりの期間を要することが予想されているほか、財政的にも大変厳しいと思われますので、国道55号までの区間の全面供用がいつになるのかにつき

ましては、現時点において明確に申し上げることができない状況でございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 防災公園としての南国中央公園の整備は、もっと急がなくてはならないのではと危惧をするところです。南進と北進とどちらを先にしようかと悩まれた結果、北進が優先されたと伺っていますが、批判的な見方をすれば安全より経済を選んだということになります。南進の整備計画は、令和5年度以降ということではなく、今から検討を開始するということとはできないということですか。用地買収から始まって多くの時間を要すると思いますので、少しでも早く防災公園としての南国中央公園の完成を望みたいと思います。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 南国中央公園は、将来市民の余暇活動や休息の場となるほか、災害時の避難所や災害防止効果もある多様な役割を担う都市公園でもございます。できるだけ早期に整備していきたいというふうに考えております。

そのため、南国駅前線南進の整備につきましては、まずは事業化する範囲の検討や概算事業費を算出するとともに、南国中央公園の整備につきましても概算事業費の算出、整備方法を検討いたしまして、その財源の確保を検討する中で、できるだけ早く効果的な整備ができる方法をこれから考えてまいりたいと思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 都市整備課長、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。都市整備課における人員不足も、また財政事情も承知してはおりますが、市民の皆様に安心していただけるよう、最大限の工夫を凝らして進めていただけますよう、市長にもよろしく願いをいたします。

話の角度が全く変わりますが、8月19日の高知新聞に掲載された記事の内容をかいつまんでお伝えいたしますと、香川県綾川町の山林で遺体が見つかった事件があり容疑者を逮捕した。遺体は7月10日に田万ダムの近くの山林で見つかった。近くの防犯カメラに容疑者のものと見られる車が映っていた、といった内容です。山林に続くどこかの道にカメラがあったのでしょうか、すごいなあと思いました。

南国市は、後免町の商店街の入り口で何らかの車両が店舗にぶつかり店を破壊したとしても、容疑者は見つかりませんでした。バイクだったのか、車だったのかさえも分かりませんでした。

2年前の9月議会で防犯カメラについての質問をさせていただきましたが、学校や駅など、その時点で設置されているところを教えてくださいましたが、それ以上の設置計画はないとの

お答えでした。タウンポリスやながらの見守りなどで安全対策を行っていくということでございました。それは事件の抑止力とはなっていくと思いますけれども、事故や事件が起きるときには、そこに居合わせないのではないかと思います。

設置しない理由の一つとして、プライバシーの問題を出してこられますが、防犯カメラを四六時中のぞくようなことはあり得ません。何かあった時の手がかりとなります。見るのはそのときです。そして、防犯カメラは犯罪の抑止力にもなり、問題の解決にも結びつきます。せめて各公園には防犯カメラの設置をお願いしたいと思いますが、改めて御所見をお伺いいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 最近の事件・事故は、防犯カメラやドライブレコーダーの映像により迅速な事件解決に結びついているということも多くなっております。既に全国の道路網には、Nシステムと呼ばれる自動車ナンバー自動読み取り装置が設置をされており、犯罪捜査にも使われております。

本市におきましても、先ほど議員がおっしゃられた店舗当て逃げや女子大生に対する傷害事件など、防犯カメラがあればと考える事件が発生をしております。防犯カメラを設置することにより、事件・事故の迅速な解決につながることはもとより、犯罪を未然に防ぐ抑止力としても効果があることは分かっているため、現在、本市で防犯カメラを設置しております学校や駅以外の公共の場にも検討しなければならないと考えております。

しかしながら、これまでお答えしてまいりましたとおり、防犯映像の管理は大変重要なことでございます。設置に関しましては、地元住民の皆様が設置を切望し、施設管理者がしっかりと管理をしていただけるのであれば、各施設管理者に対して防犯カメラの設置を働きかけていきたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 危機管理課長からは、地元住民の皆様が設置を切望し、施設管理者がしっかりと管理をしていただけるのであれば、各施設管理者に対して防犯カメラの設置を働きかけていきたいとの御答弁をいただきました。

それでは、南国市内の公園の設置管理者はどなたですか。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 公園の設置管理者は、南国市の都市整備課になります。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 窓口が都市整備課であるということの確認をさせていただきました。

それでは、新川の地元民が児童公園に防犯カメラをと危機管理課に要望すれば、危機管理課が都市整備課に働きかけていただいて設置できるという流れになるということになるんですが、それでよろしいですか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 防犯カメラの設置に関しましては、先ほど申しましたとおり、まず映像の管理をしっかりやっていただくということが第一でございますので、まずそれに伴いまして設置の要綱など、そういったものの整備もしっかりしていただいた中で考えていただいた上で、設置を働きかけていきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ごめんなさい、余分な質問をしているみたいで申し訳ないですけども、さきのお答えでは、設置管理者がきちっと管理すればというお話でしたよね。南国市は今そういう要綱がないので、今のところちゃんとした管理ができないという内容のお答えでしたか、それは。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 設置につきましては、現在防犯カメラの設置の要綱といったものは、学校などではつくっていると思いますけれども、先ほど申されました公園などのカメラの設置についての要綱といったものはないと思いますので、そういったものもしっかりと整備をしていただいた上で、その上で防犯映像の管理をしていただくということでございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） ごめんなさい、公園の要望がないっておっしゃったけど、要望は要望書としては出してませんが、私は都市整備課に、公園の係の方に何度か要望をしたことがあるんですよ。だから、要望はあるんです。だから聞いているんです、これを。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） すいません。マスクをして伝えが悪かったかもしれませんが、条例や要綱といったものです。要望やなくて要綱と言ったつもりでしたが、すいません。伝えが悪かったと思いますが、そういった要綱などをしっかりと作成をしていただいた上で、管理をしていただきたいということでございます。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） 市長、その段取り取っていただけますか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） その要綱の制定っていうこと、ルールをつくるということだと思っておりますが、都市整備課は公園の管理の上で、そこの映っている情報をどのように管理していくかということはもちろん必要でございますので、その管理についてきちっとルール化して、その上で設置をしていくということになりますので、その御要望をいただいて、それを前向きに進めてまいります。

○議長（土居恒夫） 浜田和子議員。

○18番（浜田和子） うちの新川の公園は山があるんです。セメント、奥の方に、御存じでしょう。公民館との間のところっていうのは、子供たちが夜遅くに集まったりすることがあるんです。だから、このことも都市整備課には何度か言ったことがあるんですけども、花火で遊んだりとかいろんなことが行われますので、そこのところの心配を住民がしてるわけです。そこで何も事故がなければいいんですけども、やっぱり公園においては防犯カメラっていうのはあるんだっていう認識を持たすということ、もし何かあったときもそこはちゃんと分かるように備えておくということが大事だと思うので、このことを言わせてもらっております。

コロナ禍が終息したときには、多くの方々が海外からも来ていただけるとすれば、なおのこと今日幾つか質問させてもらったんですけども、全て大切なことだと思いますので、安心・安全の南国市を自信を持ってアピールできますよう、賢明な御検討と御判断をお願いをいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

————— ◇ —————

午前11時4分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番有沢芳郎議員。

〔12番 有沢芳郎議員発言席〕

○12番（有沢芳郎） おはようございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

学校教育における学習における社会教育とは何ですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 社会教育法の第2条では、社会教育の定義として学校の教育課

程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む、とされております。社会教育の中では、学齢期の児童は学校の放課後以降も対象にしており、そういうことであると解しております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 社会教育法第2条を指し、教育活動の一つとして捉えられている社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規定に基づき、社会教育主事の職務を遂行するのに必要な専門知識、技能の資格は要りますが、何人おるんでしょう。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 現在、教育委員会事務局におきまして、学校教育課、生涯学習課を通じて当該資格を有する職員はおりません。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 前に前田議員さんが同じ質問をされたと思いますけれども、これは社会教育法、社会教育主事等のこの条例の規約に、必ず事務局に社会教育主事を置くということになってますんで、ちょっとしっかりと勉強して、講習を受けらせて取られるようにぜひお願いしたいと思います。これは教育長の指示で学校長に行かすようになってるんでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 過去には、現場の教員を社教主事講習へ派遣をすることがありました。これは県の社会教育主事育成の事業がありまして、1年に30名近く派遣をしたことがあったんですが、この事業が最近人数が少なくなりまして、南国市も要望はしてるんですけど、各市町村教委まで回ってくる枠がなくて、現在、県教委の社会教育担当部署の職員を派遣するような形になっております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 分かりました。

資格を持っている職員を生かせる職場に配置をしてるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 過去の有資格者は、学校教育指導主事として学校教育指導係に配置をしておりました。現在はいないということは、先ほど申し述べました。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 地域づくりを支える社会教育の役割は何ですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 住民の方のそれぞれの学習に対する多様なニーズに対応するとともに、学校教育そして家庭教育との連携もし、相互の向上に努めることであると考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 社会教育における広報戦略は、どのように取り組んでいますか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） それぞれの係、文化財係でありますとかスポーツ推進係、図書館でありますとか、それぞれ各行事、イベントごとに広報、ホームページ、フェイスブック等で周知しておる状態でございます、いわゆる全体を戦略に基づいた広報というものは行えておりません。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 地域と大学の連携によるSDGsの取組はどのように考えていますか。

○議長（土居恒夫） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 高知大学とは連携協定を締結しておりまして、本年度の連携事業といたしまして8月19日に高知大学の地域創造センターの梶英樹氏を講師にお迎えして、管理職を対象といたしましたSDGsの職員研修をいたしましたところでございます。

後期の基本計画におきましても、SDGsの取組ということで施策展開に掲げておりますので、教育分野も含めまして、次の段階では地域課題を設定した上で、持続可能な視点を政策に取り入れる研修を予定しておりまして、今後とも大学との連携の下、SDGsの取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） では、持続可能な地域とともにある学校づくりとはどういうことでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本市の中山間地域等でございます、学校と地域が、地域あつての学校、学校あつての地域という言葉を含い言葉に、地域と学校が協働で教育活動が展開されております。まさに、学校が地域コミュニティの中心的役割を担っておりまして、地域が学校を支援する体制ができている姿だと捉えております。

御質問いただきました、地域とともにある学校づくりとは、先ほど申し上げたこととともに地域学校協働活動にも掲げられておりますように、地域と学校がパートナーとして連携・協働

し、意見を出し合う中で地域の将来を担う人材を育成する姿だというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 社会教育における地域人材の育成とネットワークの展開にどのように取り組んでいますか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 各地区公民館長や社会教育委員、それぞれを対象にした研修に、県、中四国等になりますが、参加をしております。この職種を超えたネットワークづくりというものは、あまり有効には機能できておりません。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市のこれからの教育・保育を考える会についてお聞きします。

先月に第1回の会が開かれたということですが、審議の状況をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 前田議員の御質問にもお答えしましたように、去る8月5日に第1回目の考える会を開催いたしました。会議内容につきましては、南国市の総合計画及び南国市の保育・教育行政の現状と課題を把握するというのが第1回目の会議目的でございましたので、今後の教育・保育を考えていく上で、市全体の総合計画についてを各委員さんに知っていただくために、初めに企画課長より市の総合計画について説明をしていただきまして、その後、学校教育課、子育て支援課より、それぞれ教育行政、保育行政の現状と課題につきまして御説明をさせていただきました。

第2回は10月を予定しております。議事録も後日公開いたしますので、御覧いただければと存じます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） その会で、香南中ブロックの再編については協議されましたか。また、今後協議されますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 香南中ブロックの再編につきましての協議につきましては、1月に予定をしております第3回での会議で香南中ブロックの課題及び再編について御審議いただく計画を予定しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○１２番（有沢芳郎） この考える会は公開ですか、または非公開ですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 公開で行っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○１２番（有沢芳郎） この会では、P F I、P P Pの活用についても検討されるということをお聞きしましたが、どのような場面で協議されますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） この考える会のオブザーバーとして、国土政策研究会理事、P F I 事務局長でもございます伊庭良知先生に御参加いただくことになっておりますが、予定では11月開催予定の第3回目か、あるいは1月開催予定の第4回目の会議でP F I についても協議していただく予定で今計画を進めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○１２番（有沢芳郎） コロナが落ち着いたら、なるべく早い回に開催していただきたいと思っています。

では、その答申はいつ頃出ますでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 答申につきましては、本年度末を予定してございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○１２番（有沢芳郎） 答申を受けて、その後、教育委員会としてどのような動きをするのかお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 先ほどから教育次長のほうもずっと説明をしておりますように、考える会が現在進んでおります。本年度末には、考える会のほうから答申をいただきまして、その後、令和4年度中、来年度中に南国市の長期教育総合計画を作成する予定で現在進んでおります。この長期教育総合計画においては、学校再編等についての教育委員会の考え方とか方向性をお示ししたいというふうに思っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○１２番（有沢芳郎） 日章小学校も大変人が少なくなっておりますけれども、日章産業団地に関連してお聞きします。

日章地区では、日章産業団地も造成され、今後多くの企業が入ってくると思われます。教育長は、この産業団地への企業進出に関して何か教育で利活用できるような考えはないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 日章産業団地そのものを教育活動に利用できるかどうかについては、現段階では考えが及びませんが、県外、また都会のほうから日章産業団地に入ってくる企業があることも想定し、デュアルスクールという制度も現在検討していこうとしております。

デュアルスクールというのは、地方と都市、2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校のシステムであり、通常であれば社員とか従業員の方は都会のほうから地方へ単身で赴任をするところを、この制度を利用することによって、家族とか子供連れで南国市で暮らしていただきながら教育を受けるという、その中でまた南国市のよさを体験していただくとともに、将来的には移住とか定住促進にも結びつけていこうとする制度でございます。子供にとっては、住民票の変更をしなくても1年間の間においても2つの学校を行き来ができ、また受け入れる学校にとっても、新たな児童を迎えることによりまして活性化を図るものです。

この制度、現在徳島県の一部の地域で取り入れられている制度でして、本市における可能性についても模索したいと思っております。

ただ、これには住む場所の確保とかも重要ですので、教育委員会以外の関連部署とも連携、情報共有をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（土居恒夫） ごめんなさい、有沢議員。あなたの質問は社会教育と生涯学習についてですが、今までの教育次長と教育長の話には答弁のは入ってませんので、本題の話に戻していただけないでしょうか。

（「すいません」と呼ぶ者あり）

はい。

（「それについては、金曜日にちゃんと教育長とも打合せをして通告をしております。ちゃんとそういうことは手続を踏んでやっております。何ら問題はないと思いますが。課長会の中で、その回答書を課長が忘れたというのがなら話は別ですが、私はちゃんと金曜日に通告文書を出してますんで、教育長もちゃんとした回答が得られてます。調べてから言ってください」と呼ぶ者あり）

分かりました。後で検証します。答弁にありませんから。

じゃあどうぞ、続けてください。

（「答弁、それは私には関係ないことです。私は質問の通告をしていますんで」と
呼ぶ者あり）

いや、質問にもありませんから。続けてください。

（「質問もないち、出してあるのに。質問はちゃんと教育長に渡してますよ」と
呼ぶ者あり）

事実ありませんから。続けてください。

○12番（有沢芳郎） それでは、そのデュアルスクールっていうのは、本来なら住民票の異動なしに滞在先の学校に通学ができる、数週間から数か月の比較的短期の通学が可能と、こういうメリットがありますんで、ぜひ教育長の指導で進めていただきたいと思います。

そして次に、生涯学習とは何でしょう。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 学校や家庭における教育、個人が組織によらず御自宅等で行う学習も含めた、先ほど申し述べた社会教育の概念も包有する、より広い大きい概念となると考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 生涯学習を振興していく上での基本的な考え方は何ですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） テーマを趣味、教養のみにとらわれることなく、生きがい、健康づくり、体力づくり等、幅広いニーズに応じる学習機会を提供することであると考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 今後、重要視すべき視点は何でしょう。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 地域力の向上に資するよう、福祉、防災、地域コミュニティーに関わる活動の支援や、そういったテーマに関する学習機会の提供であります。このことから、地域包括ケアとか地域防災計画へも連携させていくものでございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 市民の学習活動を促進するために必要な視点は何ですか。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 先ほど申し述べました地域力の向上という点に加えて、情報技術、通信技術等が今発達しております、こういったことを提供できるよう、各教育施設の情報、インフラ整備なども重要となってまいります。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 家庭の教育力向上に必要な視点は何でしょう。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 家庭の教育力向上と申しますと、福祉等、学校教育等とも絡んでくるものですが、親子共に学ぶ機会の提供や地域で子育てをする共生の理念を醸成するよう育成を図っていくことなどと考えられます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 地域の教育力向上に必要な視点は何か。

○議長（土居恒夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 地域で子育てをするなどの共生の理念の育成や、当課で行っておりますことで申しますと、地域学校協働本部など学校を核とした地域づくりの支援などでございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 次に、2番目の質問に移らせていただきます。

南国市を散歩していると、市道のあちこちに穴が開いております。市民が蹴つまずいてけがをした報告を受けました。穴を塞いでくださいと、建設課がレミファルトで穴は埋めてもらいましたが、あまりにも数が多い。南国市は道路の基盤整備をしていないのが原因であります。あまりにも市道がひどく、凸凹であります。

南国市に道路の改良、水路の改良の要望は何件来ていますか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 現在の要望書の集計結果でお答えします。

全要望数420件のうち、施工済みが189件、圃場整備などによる他事業での施工予定が24件、未完了が207件となっております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市は、ほかの市町村と比べても道路がひどいので、三、四年かけて道路の整備にかけるとは思いますが、市民が安心して散歩やランニングできるように予算の計上をしてもらいたいんですが、市長、よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私、今回の選挙に当たりまして、市内の各地域を回らせていただきました。いろんなお声もいただき、またその現況も見させていただいたところがございます。有沢議員とも共に現況を確認させていただいたところもございます、突然道の真ん中に穴が開いてると、どうしてこんな穴が開くのかというのが不思議になるような部分もございました。そういった道路、路面の老朽化に伴う風化にも近い状況の場所もございます、そういった箇所が各地にあるということも分かりました。

今までなかなか財政再建の中で、やはり道路の維持ということは市の単独事業でございまして、予算計上が難しかったということも過去にはあつてきたところがございます。ここに来まして、財政状況も今一定改善をしているところもございます、一定額のお金というものは計上して、そちらの道路の改修というものには重点的に、部分部分、今道路補修をまとめてやってる部分もございます。起債の活用をしてやってる部分もございますので、そういったことも活用しながら、一定額は確保していきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 何とぞ予算のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは次に、3番目の土地改良区について質問します。

土地改良区は、農業生産の基盤となる土地改良施設を適切に維持管理し、将来にわたって良好な営農環境を維持する役割を果たしています。総会の議決を経て、農業用水の利用の調整に関して、利水調整規定を定めています。

物部川土地改良区連合とは、6つの土地改良区の連合体であります。南国市田村堰井筋、物部堰井筋、久枝、吉原、野市上井堰、野市下井堰の連合体であります。昭和41年に統廃合をしています。農業をするために必要な用水の管理、降雨時の排水管理など、土地改良区が運営、管理している堰板担当者も高齢化してきており、下流域の浸水リスクは高まっているので、行政も知らん顔はできない時期になっています。災害が起きたとき、市民は市役所に連絡する。堰の運営管理者は土地改良区です、知りませんとは言えないはずですが、お答え願います。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 南国市管理の水路と改良区の堰は関係性が高いため、情報共有は必要と考えます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 物部川統合堰と農業と水の関係について、幾つか課題があります。

物部川の水利用に関する実態、仕組み、制度等があまり知られていない。南国市としてどのように取り組むか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 本市の多くの水路の源は物部川であります。市民の多くはあまり認識されていないのかもしれませんが。しかしながら、物部川に関しましては、これまでも多くのイベントやシンポジウム等で物部川に興味を持ってもらい、さらに水源である三嶺の大切さを知ってもらう活動が行われております。

物部川の水の大切さは、南国市民だけでなく流域の香美市、香南市の市民の皆様方も当然知っておくべき事柄であると考えておりますので、他の2市とも連携して検討を進めると同時に、物部川から取水している物部川土地改良区連合等とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 野中兼山ゆかりの町田堰は、建設老齡化補修工事の計画が遅延している原因は何か。また、対策工事等の関心が低いのはなぜかお答えください。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 町田堰とも呼ばれていますが、施設名物部川統合堰は、香美市、香南市、南国市の3市の水利用には欠かせない、物部川土地改良区連合が管理している農業用施設であり、統合堰本体、統合幹線用水路、下井幹線用水路、南国幹線用水路、あとサイフオンの構成から成り立っています。

平成22年から協議会を設立し、施設機能保全につきまして検討してまいりましたが、3市に関係する施設規模がそれぞれ異なる上に、特に南国市に関係する物部川の河床の下を横断するサイフオンの負担について意見の隔たりが大きく、合意には至っておりません。

あと、対策工事への関心度が低いとのことですが、物部川土地改良区連合の運営体制が脆弱なため、工事費用に関しては、ほぼ国、県、市の負担となっていることも原因の一つではないでしょうか。また、対外的には土地改良区連合のホームページなどで積極的に組織や事業の紹介を行っていくべきだと思います。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 南国市、香南市の市民が国や県などの農政などの予算を具体的に知る機会が少ないし、農業を取り巻く情報、リスクなどについて情報を共有する場がない。また、農業用水の歴史、文化、農村景観、環境づくり、食を考える場がないのはなぜでしょう。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 国や県の予算につきましては、それぞれのホームページに掲載されておりますが、詳細な部分は直接担当部署に確認するしか手だてがないのではないかと考えております。

また、農業を取り巻く情勢や物部川統合堰のリスクを広く周知する役割は、J Aや物部川土地改良区連合がその役割を担っているものと考えております。現在、ホームページや広報紙等で情報発信が行われておりますが、なお各組織にお声がけを行ってまいりたいと考えております。

農業用水の歴史や文化、農村景観等を考える場につきまして、場づくりの要望を受けたことは今のところありませんが、先ほど申し上げました物部川に関するイベントやシンポジウム等で情報提供が行われております。現在、コロナ禍の中で開催されておりましたが、物部川流域の2市や土地改良区等と連携して、どのような取組ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 山田堰と町田堰の流域には、約6,000戸の農業生産者がいますが、生産を高める情報提供の場がない。南国市は対策をどのように考えてますか。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 現在、本市では、国営圃場整備事業に取り組んでおりますが、この事業を契機に南国市全体の農業振興を図ってまいりたいと考えております。営農面に関しましては、J Aを含む関係機関で構成される南国市営農改善会で情報共有し、露地野菜などの高収益作物栽培の推進に向け、検討を進めているところであります。

また、令和元年9月には、地域で中心的な担い手となり得る農業者で構成する土地利用型園芸農業研究会を立ち上げ、先進地視察や勉強会を始めたところであります。

農家への情報提供という面では、農家と最も距離の近いJ Aの御協力が必要不可欠であると考えておりますので、先ほど申し上げました南国市営農改善会や土地利用型園芸農業研究会で、農家の皆様方に提供が可能な生産技術等の情報が出てきましたら、J Aに御相談してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 吉川地区の堰の管理は、香南市の職員が管理しています。南国市も水門管理者の名簿を作成し、それぞれ管理している人が連携を取れるように指導すべきではない

でしょうか。氾濫するおそれのある箇所は、職員が管理するよう検討すべきだと思いますが、市長の考えは。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 近年の気象は、地球温暖化の影響も受けまして、全国で豪雨災害が頻発している状況であります。南国市でも、河川や水路の氾濫により、家屋や財産にいつ被害が出てもおかしくないような状況もあります。物部川流域治水の防災面から見ましても、農業用の水門や堰の管理者名簿を改良区と南国市が共有しておくということは、今後やはり連携を取っていくという上では必要であると考えますので、その取組につきましては前向きに考えたいと思います。

ただし、氾濫するおそれのある箇所の取水施設などの操作であります、それにつきましては、市内一円そういった箇所はあるわけございまして、基本的にはやはり利用者であります農業用水管理者に担っていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 隣の香南市は、この堰管理者の名簿は既に作成をしておきまして、関係課長及び、この間市長にも会いまして、市長もその名簿を持っていました。南国市は、その名簿を持ってないんです。だから、常に氾濫があったとき、災害が起こったときは必ず行政へ市民は電話します。そのとき、その堰が開いてるか閉まってるか、そういったところに対して市役所の返答がなく、その改良区がやっていますので知りませんという、この間8月15日に大雨が降ったときにそういう答弁を市の職員がしてるんです。

ほんで、うちのその堰管理者がわざわざ大雨の日に見に行きました。見に行ったら上の堰がちゃんと開いてたんで帰ろうとしたら、危うく田村川へ足がこけそうになったと。だから、夜ですから暗い、電気もない、そういったところを堰管理者としての責任上、行くんです。だから、そういったところも含めて、市の職員がその名簿を既に作成してちゃんと連絡体制を取っておれば、そういう危険な目に遭わなくて済むようになると思うんです。早急に名簿等を作成して、堰を地図にプロットして、それを住宅地図に詳細に落として、その堰管理者が誰、連絡先は誰かということをちゃんと指導してやっていただきたい。これは建設課長にも提案していますので、打合せをして早急に対策の委員会も開いてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、物部川統合堰が壊れて何年にもなりますが、いつ災害が起こるか分からないので、修繕はいつするでしょう。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 3市の負担割合の問題で協議が難航していましたが、3市で合意できています統合堰本体と損傷の激しい統合幹線用水路の一部の工事につきましては、令和2年に整備に関する協定書を締結いたしました。入札の不調もあり、さらに遅れていましたが、現在令和3年度中の工事着手に向けて設計を行っております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 香南市と費用の配分でもめているようですが、解決はしましたか。

○議長（土居恒夫） 建設課長。

○建設課長（濱田秀志） 先ほども申しましたが、統合堰本体と統合幹線用水路以外の施設につきましては、いまだ合意できておりません。以上です。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） 頑張って健闘してもらいたいと思います。

それでは、物部川の取水量は、昭和41年物部川統合堰改修以降、必要となる農業用水の水量に応じて国の許可を受け取水しています。水利権は10年ごとの更新となっているが、宅地化等による農地減少が見られるものの、これまでの物部川からの取水量は一定量が確保されてきている。次の更新時期は令和8年度になるが、近年の土地利用形態の状況によって、農地面積のさらなる減少が見込まれるが、将来取水量を大きく減少すると農業への支障が危惧される。どのように取り組むか、お答えください。

○議長（土居恒夫） 農地整備課長。

○農地整備課長（田所卓也） 現在本市では、国営圃場整備事業がスタートし、稼げる農業の実現を目指し、農地の大区画化や担い手への農地集積、また露地野菜等の高収益作物の生産拡大を推進しているところであります。

本事業の営農計画では、裏作も含めた露地野菜の作付面積を大きく増加させていく計画となっておりますが、裏作時期となります冬から春にかけては、露地野菜のための用水が必要となります。また、現在耕作放棄地であるところにつきましても整備してまいりますので、これまで以上の用水量確保が必要になってくると考えております。

したがって、まずは国営圃場整備事業を着実に進めていくことが、次期水利権更新に向けた取組としては重要であると考えております。現在、県では次の水利権更新に向け、調査等を実施していると聞いておりますので、適正な取水量の確保や施設改修等の検討も含めまして、県、関係土地改良区、香南市、香美市と協力して、必要な農業用水の確保に向けて取り組んで

まいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 有沢議員。

○12番（有沢芳郎） どうも丁寧にありがとうございました。

最後に、これはお願いですけれども、転倒堰、いわゆる自動でやってる水門が、メンテナンスが非常に大事なんです。そのメンテナンスをするのにも大変費用が要ります。改良区は、賦課金だけで運営をしてますんで、なかなか費用を捻出するのが難しい。だから、これは香南市、香美市、南国市、全部の物部川流域に関係する市で、そういった維持管理費を援助、いわゆる助成ができるように、ひとつ3市の市長と話し合うてやっていただきたいんです。

そうすることによって、万が一、今災害がいつ起こるか分かりません、想定外の雨が局部的にざっと降ります。そのときに堰が壊れてたら大変なことになりますんで、その堰が壊れたら修理が、下手したら億ぐらいかかります、すぐに。それを常にメンテナンスをすることによって、そういう故障が少なくなると思いますので、ぜひ香南市、南国市、香美市、市長と物部川流域の3市で、その堰についての助成のほど、よろしく願い申し上げまして、質問を終わらせてもらいます。よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時45分 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） 共産党の福田佐和子です。通告をしてありますのは、コロナ対策について、教育行政について、2点であります。

国民の命よりオリンピックを優先させるなど、この1年、数多くの問題を残した菅首相が、僅か1年で退陣すると表明をされました。このことを受けて高新報道では、高知県民の方がどんな御意見だったかというのが出てましたけれども、貧乏くじに同情論もありながら、その一方では、えっ何をしたかったが、という声や、専門家の言うことを聞かず経済を優先した、コロナ対策ではお酒が悪者にされるばかり、後手後手で根本的な対策ができていないなど、大変厳しい意見が出されたと報道されております。

先行きの不透明な国政ですけれども、こんなときこそ南国市政が役割を果たすべきときだと思います。情勢に見合う対応を、まず求めておきたいと思います。

さきの選挙で圧倒的多数の市民の皆さんから支持を受け、2期目をスタートさせた平山市長には、これまでの答弁にありましたように、市民の声をよく聞き、安心して住み続けられる市政の実現をと改めてお願いをしておきたいと思います。

まず1点目、コロナ対策については、職員の勤務状況について、それと改善策についてお聞きをいたします。

災害級のコロナ感染の中で、日々日夜を分かたず消防長をはじめ職員の皆さんの御尽力に心から敬意を表します。本当にお疲れさまでございます。市民の命を守るための市職員の勤務状況が厳しいとお聞きをいたしました。大変心配をしております。超勤や代休が取れないなど、そういうことがあるのではないかと思います。どのような状況なのか、また改善策は取っておられるのかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） ワクチン接種事業については、今までに例のない事業であり、事業当初では担当職員も手探りの状態で事業を進めなければならず、職員には大きな負担となっております。担当職員の事務の軽減を図るため、年度途中の6月には2度の人事異動の発令、また6月以降で会計年度任用職員を新たに4人雇用するなど、対応しております。

接種会場での運営については、全庁体制を取り、全職員がローテーションを組んで業務に当たり、また平日の業務時間外に入力作業、予約の確認作業等の業務について、本庁等の職員が保健福祉センターに応援に行っております。

特別休暇の夏季休暇については、通常9月の第1週までの期間ですが、保健福祉センターの職員は、今年度当初より期間を10月29日までに延長して実施しております。また、長時間にわたる時間外も発生しておりますが、産業医との面接等、職員の体調管理などに気を付けております。

今後におきましても、ワクチン接種事業につきましては保健福祉センターからの協力要請により、ほかの部署からの職員の応援を行うなど、全庁体制で取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 市民の皆さんの命を守る大変大切な立場の皆さんですから、先ほど

答弁ありましたように、ぜひ対策を取りながら、市民とともに終息の日を迎えるため力を尽くしていただきたいと思います。

その上で、職員の皆さんから御相談があるときには、丁寧に答えられて改善をすること、そして加えて緊急時の雇用はコロナによって失職した市民への対策にもなります。市民と職員の実情を見ながら対応することを求めていると思います。答弁、用意してくださっておりますらお願いします。よろしいですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今回のコロナ禍につきましては、昨年から感染拡大が広がったということで、またこのワクチン接種につきましては、昨年末ぐらいから準備が始まったところでございまして、非常に職員の皆様には御負担をかけているというふうに思います。なかなか職員の採用ということも、昨年末からできなかったところもありまして、保健センターに従事する職員の皆様、大変な御負担をかけたと思います。

私自身も、そのようなお声も耳に入っておりまして、保健福祉センターにお伺いして、直接職員の方とお話もさせていただいて、その厳しい状況というのもお伺いしました。それを受けまして、また一つ改善するようという指示もして、今現在に至っているところでございます。そういったことが今後も起こり得るということも想定しながら、臨機応変に対応もしていきたい、その要望に基づいて、それに沿うような形でも考えていきたいと思うところでございます。今後も精いっぱい努めてまいりますので、皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 市長の答弁に、職員の皆さんも、そして市民の皆さんも安心をされたのではないかと思います。大変長い期間になって、1か月、2か月の辛抱ならばできることも、これだけ長くなりますとあちこちにひずみも出てきているのが現状ですので、先ほど答弁ありましたように、ぜひ対応を進めていただきたいと思います。お願いします。

2つ目は、市の相談窓口への相談件数と解決件数をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 市役所に設置しております相談窓口の相談件数につきましては、先月8月末現在で247件となっております。そのうち、80%程度が発熱など具合が悪いがどうしたらよいか等の相談でございました。これらにつきましては、検査協力医療機関を紹介するなど、全て解決をしております。そのほか、休業補償や協力金に関するものが10%ほど、ワク

チン接種予約に関するもの、その他がそれぞれ5%程度ございました。

ほとんどの相談につきましては、解決をしておりますけれども、昨年感染が拡大し始めた当初は、詳しい感染者の情報を知りたいなど、市に情報がないことや感染者の人権に配慮する観点から回答ができないこと、またマスクや消毒液が買えないがどのようにしたらよいかなど、すぐに解決することが困難な問合せもございました。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 市民にとって身近な市役所に相談窓口があるというのは、本当に安心ですし、先ほど答弁ありましたように、様々な声を聞いてくださっているということがよく分かりました。多様な相談への対応は本当に大変だとは思いますが、コロナ終息まで継続をするべきだというふうに思いますが、終息まで続けられるのかどうかお聞きします。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在設置しております相談窓口は、継続して設置をしておきたいというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 3点目は、南国市の自宅療養者の方の人数と、どのように対応されておられるのか、その実情をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 新型コロナ感染者の自宅療養者数については、保健所から公表がされていませんので、人数は不明です。中央東保健所に対処策についてお伺いしたところ、高齢者や基礎疾患のあるリスクの高い方は直ちに入院していただき、自宅で落ち着いて療養できる方については1日1回必ず連絡を取り、依頼があれば食料を含む生活物資の配送も行い、電話につきましては夜間の急変に備えて24時間対応をしているそうです。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 南国市はその現状をつかんでないということですね。

今朝の高新の声ひろばを読まれたと思いますが、感染したら入院させてくださいというものでした。実際には自宅放置なのに、自宅療養という政策を取り、重症化するまで入院させない。そして政府が自宅放置でいいとしているから、自治体は安易にその政策どおりとなるというような御意見も出されておりました。今、全国的に見ても大変多くの方が自宅療養をされているということが明らかになっております。赤ちゃんを産もうとしたのに産むことができなかった、そういう方もおいでになられます。

今回のこの自宅療養は、菅首相が専門部会にも諮らずに、軽症者といってもいつ具合が悪くなるか分からない人たちを自宅療養という名目で自宅に置くということが決まったわけですが、8月25日現在の数字では全国の自宅療養者は11万8,000人を超えております。現在では、もっとたくさんの方が自宅で大変不安な思いをしながら過ごしておられるということになります。受診を断られた女性が流産をするという痛ましい状況もあります。働き盛りの若い人が亡くなるなど、急激に容体が変わるということが今回のコロナの場合は言われております。命がけの毎日です。政治の無策で命が奪われることがあってはならないと思います。

南国市には、自宅療養の方が何人おられるか聞いて、どんな対策をしているかというのが分かれば、南国市民の皆さんも少しは安心ができたのではないかと思います。保健福祉センターは連日大変な、想像を絶するような毎日だと思いますけれども、ぜひきちんと、市民に知らされてなくてもきちんと対応ができる体制を求めていると思います。これはセンター長に言っても大変なので、できれば市長に答弁していただけたらありがたいです。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども申し上げましたが、その保健センターの状況に応じまして全庁体制で今臨んでおりますので、その中で適宜対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 私がお願いをしたのは、在宅で療養している方への手だてなんです。ぜひ今後改めてその分野での解決策を南国市も独自に取っていただきたいと思います。このことは強く要望しておきたいと思います。不足があるなら何が不足なのか、改善すべきことは何なのか、県や保健所とも相談をしながら、南国市の市民の皆さんの命を守る、その立場で力を尽くしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4点目は、保育、学校、高齢者施設職員へのワクチン接種の進捗状況をお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 高齢者施設職員のワクチン接種状況につきまして、お答えをいたします。

南国市の高齢者施設におきましては、5月24日から希望する入所者に対して施設接種を開始いたしました。入所者と接する施設従事者につきましても、同時に施設接種が可能であることから、施設からワクチン接種実施計画表を提出していただき、順次接種を進めてまいりました。計画表により、ワクチン接種を希望する高齢者施設の職員ほとんどが7月中に2回目の接種を終了していると思われます。

また、居宅サービス事業所、訪問系サービス事業所の従事者につきましても、国の方針による優先順位の考え方により、該当となる事業所に調査を行い、7月5日から集団接種会場や個別接種での余剰ワクチンの接種により接種を行っております。こちらのほうも、ほぼ9月中には希望する居宅サービス事業所等の職員への2回目のワクチン接種が終了する見込みとなっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 公立保育所・幼稚園、民間保育園、認定こども園などの教育・保育施設に勤務される方の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きには接種順位は示されておられませんので、南国市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部会議の承認や南国市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画に基づき進めてまいりました。

各施設からワクチン接種を希望される方の名簿を提出していただき、接種に必要な接種券の発行を市保健福祉センターや高知市、香南市、香美市などの担当部署に依頼し、高齢者施設や個別接種での余剰ワクチンや南国市が行う集団接種で接種を進めてまいりました。

7月中旬には、ワクチンの接種を希望され、未接種の方で市内にお住まいの方には、8月の64歳未満の方への接種券の発送前に接種予約ができるようID、パスワードの発行を行いました。また、市外にお住まいの方で接種券が届いていない方が新たに接種を希望された場合には、接種券の発行を依頼し、南国市が行う集団接種を利用することができたので、南国市内の教育・保育施設に従事する方で新型コロナウイルスワクチン接種を希望される方のほとんどは、1回目の接種は終了していると考えております。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 市内小中学校に在籍をしております県費負担教職員の接種状況につきましては、現在のところ接種希望者の約83%が接種を行っております。このほかの接種希望者も既に予約済み、または接種券待ちの状態とお聞きをしておりますので、接種希望者の接種率100%も近く達成できるものと見込んでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 学童も含めて休園、休所になると、保護者も仕事を休むことになります。無防備な子供たちが感染しないように、今は子供から大人に感染する状況になっておりますけれども、ワクチン接種と検査の保障をすべきではないかと思いますが、検査についてはどのような対応をしておられるでしょうか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。検査について。——市長。

○市長（平山耕三） 今、個別には南国市でPCR検査等はやっていないところでございまして、学校の対応としましてそういった国の対応に沿って対応するということはあるということですが、独自で行ってはおりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 南国市独自ではやっていないということで、共産党議員団も度々PCR検査の実施をして拡大を防ぐということを市長にも要望してきたわけですが、現在もやられていないということです。後でも、いただいたお手紙の中にもありますけれども、検査をして発見をして治療をする、拡大を防ぐ、これが感染症の原則だというふうに思いますので、また改めて要望なりを出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、6月補正に計上されました農業、理美容への支援、予算ですが、これの利用状況をお聞きをいたします。農業につきましては午前中の答弁がありましたので、それ以外であればお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 農業者に対する新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響への支援対策といたしまして、6月議会に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した収入保険加入推進支援事業費補助金と、次期作支援産地維持対策事業費補助金の2つを補正予算として計上し、予算化をいたしましたけれども。収入保険加入推進支援事業につきましては午前中の答弁のほうで御紹介しましたので、もう一つの事業、次期作支援産地維持対策事業費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた施設園芸の生産農家が今後も持続的に生産意欲を維持していくための、JAの行う意欲喚起に向けた取組に支援をする事業となっておりますが、現在、JAと事業実施に向けた実施要件などの協議を進めているところでございます。

この事業により、次期作に必要な経費に支援を行い、生産農家の負担軽減を図ることで生産者の意欲喚起を図り、施設園芸品目の産地維持につながる対策となるよう、JAと連携して取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 南国市理美容所利用促進事業につきましては、前回議会などをはじめとして、いただきました御意見の内容を踏まえまして、高知県理容生活衛生同業組合南国支部、高知県美容生活衛生同業組合南国支部と検討を行い、理美容店の来店者に次回来店時

に利用できる1,000円のクーポン券をプレゼントすることで利用を促すという内容とさせていただきます。67の理美容所に参加していただきまして、9月1日からクーポンの配布を始めたところでございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） お店の皆さんの声を少し聞いてもおりますけれども、それぞれの使い勝手、今回はお店に渡すということで、お客さんがクーポンを手に入れてということではなくて、各店に配布がされたということですのでけれども。その枚数についてもいろいろ賛否両論ありますけれども、実際お店屋さんにお話を聞くなどして、使い勝手などを聞いていただいた上で、こうした事業もすることが生きた支援になるのではないかと思います、声を聞いていただけますか。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 今回の事業の実施の前には、組合の実際の理美容店の方ともお話をさせていただいて、どういう方法で配布をするのか、どういうふうに使っていけば使い勝手がいいのかということもお話はさせていただいた上で、今回のような方法を取っておるということでさせていただいておるかと思っております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 引き続きよろしくお願いいたします。

次に、コロナによる収入減に対する減免制度についてお聞きをいたします。

介護保険料、国保税の減免件数と減免の対象者は世帯の誰になっているのかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護保険料の減免についてお答えいたします。

保険料の減免の対象となる方は、1つ目として新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方。もう一つとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べて10分の3以上減少した場合で、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることに該当する場合となっております。

なお、世帯主以外が主たる生計維持者の場合も、世帯主の変更を求めることなく減免対象としております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） すみません。減免件数につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による令和２年度の減免申請件数は27件、減免決定件数は24件。令和３年度の申請件数は、８月末現在で５件、減免決定件数は４件となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 国民健康保険税の減免状況についてお答えいたします。

令和２年度申請件数61件、決定件数53件。令和３年度申請件数は、８月末時点で26件、決定件数21件、現在審査中が１件となっております。

対象となる世帯といたしましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が前年と比べて10分の３以上減少した場合で、減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることに該当する場合となります。

主たる生計維持者が世帯主以外の場合につきまして、高知県健康保険課の新型コロナウイルス感染症による国保料（税）の減免に対する財政支援に関するＱ＆Ａに、本来であれば世帯主の変更手続を要するが、被保険者に対する迅速な支援の観点から、世帯員を主たる生計維持者とみなして減免を行うことは可能との回答があつてございます。

税務課としましては、迅速な支援が全ての申請者に対して必要であると判断して、世帯主の変更を求めることなく減免対象としております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○２０番（福田佐和子） 国の通知は世帯主イコール生計維持者イコール夫であつて、必要なら世帯主を変更するやうにというひどい内容で心配をしましたけれども、介護保険料も国保税も市民の緊急時に見合う対応をされており、大変心強く思いました。可能になった根拠があると思いますが、お構いなければその根拠を言っていただければ、他市の参考にもなるかと思ひます。お願いします。

○議長（土居恒夫） 税務課長。

○税務課長（高野正和） 先ほどの答弁でもお答えいたしましたが、高知県保険課の発出しているＱ＆Ａによつて、迅速な支援が必要であればそういう対応が可能と書いておりまして、本コロナ減免につきましては、納期が過ぎてからの申請も可能でございまして、納期が過ぎていくということは督促状が出たり、当然そういうことはいたしません差押えもできる状態に置かれてしまいますので、申請があれば即決定をして、生活に困窮されている市民の方に対応す

るべきだと私は考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 昨年度に関しての滞納分についても同じような考えをということのようですので、ぜひ気をつけて声かけもしていただきたいと思います。

次に、コロナ感染による休職や急病によって国保の傷病手当は出るのかどうかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 国保として現在行っております傷病手当金の支給につきましては、国保加入者で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われて働くことができず、勤務先から給与の支払いを受けられなかった方が対象となっています。

個人事業主の休業については、算定の基礎が給与収入ですので、本傷病手当金の対象とはなっておりません。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 答弁の中身は分かりましたが、それでは一人親方であるとか、あるいは個人の業者、土曜市もお客さんが来ずお店も減る中、大変御苦勞をされておりますけれども、何らかの対応策は取れないのか、ほかにも全く方策はないのかお聞きをしたいと思います。

○議長（土居恒夫） 市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 傷病手当金の算定に当たりまして、収入減を算定するのに現在国保で行っております算定の基準では、なかなか個人事業主の方の減収を算定することができませんので、こちらの傷病手当金のほうではなかなか難しいとは思っております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） 諦めずに、何かの方法があるかもしれませんので、ぜひこれからも探っていただきたいと思います。

次に、市独自の支援金ですけれども、大変早い取組だったと思いますが、県指定の限られた事業所になるのではという声もあります。コロナ禍で難儀をしているほかの事業者に対しても支援が必要だと思いますけれども、このことについてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 事業者の支援につきまして現在は、先日も答弁させていただいたとおり、時短要請の協力金の申請の受付を9月17日から行うように今準備を進めておるところです。

今後の事業者の支援につきましては、どのような経済対策を行うことが効果的に事業者の支援につながるのかということ、また財源の確保も含めまして、その内容について検討を行う必要があるかと考えております。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） この支援金以外でも、市民や市内業者の減収状況、これをぜひつかんでいただいて、コロナ禍で難儀をしておられる全ての市民の皆さんに必要な支援をしていくべきだということを要請をしておきたいと思います。

災害級のコロナ禍を乗り越えるためにも力を尽くすべきだと思います。決意をお聞かせいただきます。よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の協力金につきましては、県が時短要請をしていくということを受けて、これはもちろん感染拡大が当時高知市、南国市、香南市、3市に広がっているということで時短要請が3市にあったところでございますが、その感染拡大を早く防ぐという意味で実効性のある施策にするために、南国市からも協力金の上乗せということをし、その要請が始まる前に何とか皆様に周知して協力を仰ぎたいという意味合いで早期に制度化させていただいたところでございます。これにつきましては、時短要請の延長がされたことに伴います、またその延長ということを行ったところでございますが、それは直接的にこの時短に協力をしてくださった限られた事業所というようなことになるとと思います。

それと同時に、県は影響を受ける事業所に対する支援も同時に制度化しているところでもございまして、南国市としましてもそういった時短要請、お店を閉めるということを行ったところもございましょうし、こういう事態でやはりそこの営業、売上げに影響があった業者はあるわけございまして、その影響を受けるほかの事業者ということももちろん考えられるところでございます。

ですので、そういった影響を受けた事業者を直接的、間接的に、その影響を受けた事業者に何らかの支援ができる方法ということをし、今後また国、県の支援ということもあると思いますので、そういう内容も含めまして財源措置もし、今後対策を考えていきたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） あと支援策については、市民の中からも、やはりいつも同じ事業所に対して支援が行くのではないかと。時短要請がなくてもお客さんが来ず、お店を閉める状態

のところがります。これは前にも言いましたけれども、そういうことも含めた上で、ぜひ市長には検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、教育行政について伺います。

子供を守るために市の実情に見合うコロナ対策をお聞きするつもりでしたけれども、昨日、今西議員に対して大変詳しく御答弁がありましたので、私からは、あの答弁をぜひ市教委からのメッセージとして保護者や子供たちに発信してほしいことを求めたいと思います。

新学期が始まり、保護者も子供たちも大変不安な中におりますが、登下校の様子を見ているとほっともしますけれども、何とか安全に学校生活を送ってほしい、子供たちに感染が広がらないようにという思いは全ての人の思いだと思います。そのために、行政と大人の果たすべき役割を子供たちに送りたい、その思いから日本共産党の国会議員団でも緊急提案を発表し、関係者にお届けをさせていただいたところです。

南国市の教育行政でも、ぜひ子供たちのために生かしていただきたいと思います。メッセージとして届けていただけるのかどうかも含めて、2点お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 福田議員、また共産党南国市議団の皆様におかれましては、緊急提案を各学校、そして教育委員会へもお届けいただきましてありがとうございます。

これまで答弁でも申し上げてまいりましたが、コロナ対策につきましては児童生徒並びに保護者の不安や心配というのは本当に想像に難いものであるというふうに捉えております。

情報発信をという御提案でございますが、この児童生徒や保護者の不安や心配を少しでも取り除くためには、教育委員会と学校が正しい情報を迅速に伝えることが何より重要であり、児童生徒や保護者が正しく理解していただける取組を怠ってはならないというふうに考えております。学校の感染対策や児童生徒、教職員の感染状況等、可能な範囲で正しく情報を発信していくことが、誤った情報の広がりや誹謗中傷を防ぐことにつながるものというふうに考えております。

各学校からは、保護者や地域に発出しております学校だよりが教育委員会にも届いておりますが、学校だよりは児童生徒、保護者、地域の方々にとって学校からの一番身近な情報であり、正しい情報だと捉えております。各学校とも、学校だよりを通してこうした情報発信にも努めております。また、各学校が保護者に対しまして緊急時に使用しておりますメール配信も大切な情報ツールとして積極的に活用しているところでございます。

教育委員会としましても、これまでも取り組んではまいりましたが、市のホームページはもちろんのこと、必要がある場合には教育委員会として直接保護者に文書をお送りしたり、メール配信システムを活用し情報提供に努めてまいりましたが、御提案いただきましたことを基に教育委員会でも協議をいたしまして、しっかり情報提供、正しい情報をお伝えできるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 福田議員。

○20番（福田佐和子） ぜひよろしくお願いをいたします。

最後に、さきの6月議会終了後から、市民の皆さんからは大変お叱りの電話や御要望をいただいていたんですけれども、通告後に長いお手紙をいただきました。一部を読みまして、市民の思いを伝え、今後のコロナ対策に生かしていただきたいと思いますので、少しだけお願いをいたします。

感染対策は検査、発見、隔離、治療のルールに、言うなれば終末への展望が開かれないと考えます。先行きの見える施策を講じなければ、市民はもう嫌になってしまいます。そのためには、遅きに失したとはいえ、医師会や研究者の皆さんとも協議を重ね、内閣方針を転換していただきたいと思います。南国では、ボタンの掛け間違いを起こさないことを肝に銘じてほしいと思います。以上です。終わります。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後1時43分 休憩

———— ◇ ————

午後1時52分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番野村新作議員。

〔17番 野村新作議員発言席〕

○17番（野村新作） なんこく市政会の野村です。質問をさせていただきます。

教育行政についてお伺いをいたします。

まず初めに、不登校。

家庭教育や地域社会の変化に伴い、学校や地域が直面する児童生徒の生徒指導上の諸課題はますます多様なものとなっております。こうした中、小学校、中学校における不登校児童生徒数は依然として高い水準で推移しており、本県においても大きな教育課題となっております。

そこで、不登校やその兆候が見られる児童生徒が多く在籍している学校に、不登校対応支援

に係る加配教員を配置する。加配教員配置校では、一定の指導力を有する専任教員、不登校担当教員を中心として不登校に対する学校の体制を強化し、早期の情報収集や組織的な支援を充実させるとともに、関係機関との連携を図り、不登校生徒の心身の向上及び社会的自立に向けた支援の充実を目指し、不登校児童生徒の減少並びに未然防止の取組が充実した学校づくりに資するものとあります。

そこでお伺いいたします。

市内小中学校の不登校生徒数は幾らのものか、原因はどのようなものがあるか、対策はどのようにするか、不登校支援プロジェクトは今後も続けるべきだと思いますが、これについてお伺いをいたします。

続きまして、教育勅語と教育基本法。

教育勅語の現代訳は、国民の皆さん、子供は親に孝養を尽くし、兄弟姉妹はお互いに助け合い、夫婦は仲むつまじく和らぎ合い、友達は胸を開いて信じ合い、また自分の言動を慎み、全ての人々に愛の手を差し伸べ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格を磨き、さらに進んで社会公共のために貢献し、また法律や秩序を守ることはもちろんのこと、非常事態が発生した場合は身命をささげて国の平和と安全のために奉仕しなければなりません。これらのことは善良な国民として当然の努めであるばかりでなく、我々の祖先が今日まで身をもって示し残された伝統的な美風をさらに一層明らかにすることでもあります。

非常事態発生が気になるところでございますが、あとは現代でも十分通用する文言であります。

明治12年に教育令公布時、小学校の就学率は40%でございました。明治19年学校令公布時45%、明治23年教育勅語発布、明治33年義務教育の無償化73%、明治45年98.2%。就学率は学力向上をてこにして国力向上を図りたかった明治政府にとって大きな関心事でした。しかし、なかなか思うように就学率は向上しない。それが教育勅語の発布を機に一気に向上いたしました。

昭和22年3月に教育基本法が制定された後も、多くの学校で戦前同様に教育勅語が奉読されておりました。戦争に負け、意気消沈しているところだからこそ、勅語が勇気を与えてくれた。教育基本法が成立しても、そんな法律は誰も知らない。対して教育勅語の影響は全く衰えないことに業を煮やしたGHQは、衆参両議院に教育勅語の排除・失効を決議させます。昭和23年6月19日のことでございます。

教育基本法第1条、教育の目的。教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成

者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

第2条、教育の方針。教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的達成をするためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第3条、教育の機会均等。全て国民は、等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない。2、国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第4条、義務教育。国民は、その保護する子女に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。2、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない。

続きまして、唱歌について。消えた唱歌、残った唱歌でございます。

明治の初め、日本近代化の中で、今まで経験したことのない小学校教育が発足し、さらにその中で音楽教育が極めて貧困な状況の下で、長い陣痛が続いた後によりやうく誕生した。何も知らない一般民衆は、情緒の赴くままに唱歌に飛びつき、歌は世に連れ世は歌に連れの実感を味わったが、その唱歌のうちに日本人の血脈を見逃すわけにはいかない。そして、民衆がどのような状態でこの不思議な唱歌というものを感じ、かつ味わい取ったかということも見逃すことができません。私たちは日本人なのです。全ての文化を摂取する方法にも、それを新しくつくり上げる上にも、私たちの考え方と方法があってもいいはずだ。

日本唱歌全集には、308曲の唱歌が集められております。これらは、まさに我が日本人にとって音楽の文化遺産であり、重要な記録として永久に残しておかなければなりません。

広辞苑によりますと、唱歌とは旧制小学校の教科の一つ、1941年から音楽と改称されました。主として明治初期から第2次大戦終了時まで学校教育用につくられた歌とされております。

教育研究所で音楽の本を拝借して見せていただきました。音楽の本じゃないです、音楽のおくりものと表されています。1年から6年の全ての本に、国歌「君が代」が登場いたします。説明には、世界の人々も自分の国や地域の平和や発展を願い誇りを持っています。互いにそのような気持ちを尊重し合うことが大切です。国旗掲揚、国歌斉唱の際は厳粛に臨み、直立して姿勢を正さなければなりません。帽子をかぶっているときは脱帽をします。国際交流がますます

す盛んになる今日、国旗、国歌に対する心得とマナーは信頼される日本人としてぜひ身につけておかねばならない基本中の基本です。自国の国旗、国歌だけでなく、他国の国旗、国歌も同じように尊重することが国際的な礼儀となっております。この点から、1年から音楽の教科書に表現することは大きな意義があります。

音楽のおくりもの、音楽の教科書には、2年、夕やけこやけ、春がきた、ジングルベル。3年、春の小川、茶つき、ふじ山、あの町この町。4年、さくらさくら、エーデルワイス、まきばの朝。5年、こいのぼり、花、冬げしき、ほたるの光。6年、おぼろ月夜、われは海の子、ふるさと、オリンピック讃歌、あおげばとうとし、荒城の月。

消え去った唱歌。故郷の空、早春賦、七里ヶ浜の哀歌、この道、夏の思い出、浜辺の歌、椰子の実、ローレライ、赤とんぼ。もったいないこととございます。「あおげばとうとし」は、今は歌われておりません。代わりに「旅立ちの日に」を心通う合唱として卒業生が合唱しております。

私たちの生活には、様々な音や音楽が満ちあふれています。音楽の本の表紙のイラストでは、そうした音や音楽を光のイメージと重ね合わせて表現をしました。身の回りに多様な音や音楽があることに気づき、そこから音楽活動を通じて音楽のよさや美しさを感じるとともに、生活や社会、文化などの関わりについて興味、関心が広がっていくことを願っておりますとあります。

続きまして、道徳と道徳の教科書。

広辞苑におきまして、道徳とは人の踏み行ふべき道。ある社会で、その成員の社会に対するあるいは成員相互間の行為の善悪を判断する基準として一般に承認されている規範の総体。法律のように外面的強制力を伴うものでなく、個人の内面的な原理。今日では、自然や文化財や芸術品など、事物に対する人間のあるべき態度もこれに含まれるとあります。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としております。

道徳教育が目指すものは、特に教育基本法に示された、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成とあります。

幅広い知識と教養を身につけ、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。個人の価値を尊重してその能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養う

こと。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと、につながるものでなければならない。そして、主体的な判断に基づいて道徳的实践を行い、自立した人間として他者とのためによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが道徳科の目標であります。

学習指導要領では、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通じて、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して適切な指導を行うこと。道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともにによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を開く主体性のある日本人の育成に資することになるように特に注意をすることと表されております。

道徳の教科書を見せてもらいました。小学校では、おじいちゃんとの約束というのがありまして、ほのぼのとした雰囲気になります。

こういう言葉もあります。僕の前に道はない、僕の後ろに道はできる、自分の人生の主人公は自分であると。お米は農家の人の血と汗の結晶だから、一粒たりとも粗末にはしてはいけません。お百姓さんは一粒の米を作るのにそれ以上の汗をかいていると。食事どきに一粒も残してはなりません。皆さん、本当の幸せって何だと思いますか、それは今生きているということなのです。

教科書には、人生訓として大村智さん。とにかく科学者は人のためにならなきゃ駄目だ。楽な道を行くと本当のいい人生にならない。人のまねをするとそこで終わり、超えることはできない。成功した人は、人よりも倍も3倍も失敗をしている。

助産師さんは、人の一生の中で、この世に生まれるということは、たった一度だけのことであり、今生きている全ての人が皆等しく通ってきた道です。なぜ人は働くのでしょうか。長い人生の中では、働く喜びを知ることが意欲を持って生きていくことにつながります。職業の3

要素として、経済性、個人性、社会性が上げられます。経済性とは、働いて収入を得ることで生活を支えることです。個人性とは、目標や生きがいを持ちながら実りある人生にすることです。社会性とは、勤労によって社会に貢献することです。

教科書には、よみがえれ日本海という題でナホトカ号が重油を散らかしたときに重油除去に参加したボランティアのことが書かれております。伝えたいことがある、第五福竜丸の大石又七さん、差別や偏見をなくするために語り部として活躍をしております。より高い目標を目指してやり通すために大切なことは何か、エベレスト登頂の三浦雄一郎氏。

道徳の時間は、授業の単位は45分でございます、4・5・6年総数年間1,015時間。中学校50分とする、年間1,015時間。いずれも週1回。もっと道徳の時間を増やすべきだと思いますが、それは算数、国語と違って人間形成に重要な科目と存じます。1足す1は2ではなく、数字では表せません。

学習指導要領による道徳は、小中学校ともに教科でなく領域という位置づけになっていますから、週1時間の授業を行わなければならないとあります。教科書には、生き方の手本が豊富に盛られていません。自分もこの人のような生き方をしたいと言える見本が欲しい。

例えば、人生は長さでなく質の高さである、吉田松陰。親子の愛情は今も昔も変わらない。戯れに母を背負いて、そのあまりの軽さに泣きて3歩歩まず、石川啄木。銀も金も玉も何せむに、まされる宝、子にしかめやも。親は自分にとって一番大切なものを授けてくれた人です。孝行をしたいときには親はなしという言葉がございます。かわいい子には旅をさせよ、子供を愛するなら手元に置いて甘やかさず世の中のつらさを経験させよ、愛する子は厳しく育てよ。よいことは耳で聞かず心で聞け。他人の善行を心から感心して聞けば、自分も感化されるものである。

道徳の評価はどのようにしますか。点数では表し難いと存じます。道徳教育推進教師とは。道徳科の指導を展開するに当たっては全教師が学校の基本方針を十分に踏まえ、どのような生徒を育てようとするか、そのために道徳科はどのような役割を果たすのか。また、どのような指導をしようとするのか、ということについて共通に理解していくことが必要であります。また、教師は自らの個性を十分に生かして指導に当たるのが望ましい。なぜなら、教師の人間味ある指導の下でこそ生徒が充実感を持って語り合い、考え、議論をするような指導が展開できるからでございます。

続きまして、学校教育法第35条。

学校教育法第35条には、性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童がある

ときは、その保護者に対して児童の出席停止を命ずることができる」と明記されております。中学校も同様でございます。第35条を執行した例があるでしょうか、お伺いします。

一方で、出席停止は教育の放棄につながるというような、いじめの現場を見ない机上の教育評論家も幅を利かせております。性行不良の生徒のために授業が成立しない状況をそのままにしておくことこそ教育の放棄につながるはずなのに、こうした不良生徒の出席停止が教育の放棄とはおかしいのではないのでしょうか。いじめられる側にとって、いじめるやつが学校に来ないことがどれほど心に安らぎを与えることか。最低の学習環境を確保してほしいという多くの真っ当な生徒の気持ちを理解しない、きれいごとだけの教育議論ほどむなしいものはございません。

この条文にのっとり、いじめる生徒を速やかに出席停止にすれば、どれほどの命が救われたであろうか。それをしなかったために自死に追い込まれた生徒、心に深い傷を負った生徒、転校を余儀なくされた生徒が多々いるという現実を直視すべきではないか。

一方で、本来家庭で行われるべき道德教育が不十分なため、現場教師がどれほどの苦労を強いられているかを知っていく必要がある。不良生徒への指導は言うに及ばず、給食費を踏み倒す非常識な親や、二言目にはマスコミや教育委員会に訴えるぞと恫喝するクレーマーじみた親を相手にしなければならない現場教師の苦労は大変なものだと。

以上、教育行政についてお伺いをいたしました。御答弁をお願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 野村議員から御丁寧な御紹介並びに説明をされましたので、それで完結をするような形でしたので、あえて質問というか所感を述べようという思いで答弁をさせていただきます。

私のほうからは、教育勅語と教育基本法について御答弁いたします。

まず、教育勅語についてであります。教育勅語に示されている項目、徳目というんでしょうか、そのおのおのについては、御紹介がありましたように親を大切にとか、兄弟姉妹仲よくとか、道徳的なことが示されていますので、異議があるわけではありません。

しかし、この教育勅語が何のためにつくられ、どういう目的で利用され、またどういう人間を育成し、どんな国造りを目指したものを考えれば、教育基本法とは全く異質のものであるというふうに考えます。戦前の皇国史観に基づき、軍国主義国家樹立のため、戦争あらば国のために命をささげるという教育の基になったものですので、主権は国民にあり、基本的人権を

守り、平和主義国家の樹立のための教育の柱を示した教育基本法とは全く違うということははっきりしております。

このことによりまして、国会においても教育勅語を否定した両議院それぞれの国会決議がなされたものですので、この考えは現在も引き継がれておりますし、私たちは教育基本法を基に教育に携わっていくべきというふうに考えております。

以下、教育次長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） それでは、教育長に引き続きまして御答弁を申し上げます。

まず、不登校につきましての御質問につきまして御答弁を申し上げます。

本年度、1学期に30日以上欠席し不登校として対応してまいりました児童生徒は、暫定的な数ではございますが、小学校は11名、中学校は43名となっております。野村議員の御指摘のとおり、本市におきましても不登校児童生徒数は増加傾向にありまして、特に中学生の不登校者数の増加につきましては喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

その原因は、小学校では昼夜逆転等による朝起きられないなど生活リズムの乱れ、友達とのトラブル、環境の変化によるストレス、コロナ感染への不安などがあり、中学校では小学校からの継続した不登校状態、そして体調不良を理由とした欠席などが上げられます。少なからず、コロナ禍による環境の変化や、自宅で過ごすことが多くなったことによる生活リズムの乱れなどが増加傾向の要因にあると捉えております。

このような中、野村議員のお話にもありましたように、県教育委員会は、令和2年度から不登校児童生徒対策といたしまして不登校担当教員配置校サポート事業を立ち上げ、本市におきましては大篠小学校と香長中学校を加配教員配置校として指定をいただきました。不登校対応支援を専任とする不登校担当教員の配置によりまして、これまで学校として人的・時間的な面でやりたくてもできなかった家庭訪問や個別支援などが実現できるようになりました。大篠小学校、香長中学校の両校とも、不登校担当教員を中心とした組織的な対応に手応えをつかんでおります。きめ細かな支援の継続と新しい不登校児童生徒を絶対につくらないという強い決意を持って取り組んでいただいております。

野村議員からもしっかりと後押しのお言葉をいただきましたので、本市の児童生徒の現状や本事業の成果をしっかりと県教育委員会に御報告するとともに、本事業の継続を強く要望してま

いりたいというふうに考えております。

続きまして、唱歌につきまして御答弁を申し上げます。

学校教育における国旗及び国歌の指導につきましては、児童生徒が我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるために、学習指導要領に基づいて行われているところでございます。

オリンピック・パラリンピック2020東京大会における各アスリートの活躍を拝見しましても、自国の伝統や文化に誇りを持つとともに他国の伝統や文化を尊重し、国際社会において活躍できる児童生徒の育成が求められていることを感じたところでございます。

野村議員のお話にもありましたように、本市が使用しております音楽の教科書、音楽のおくりものには、文科省唱歌が歌唱教材として各学年に取り上げられております。この学習の意義は、我が国で親しまれてきた唱歌や童話、童歌等を子供から御高齢の方まで世代を超えて共有できることにあります。また、我が国で長く歌われ親しまれてきた歌を学習することは、我が国のよき音楽文化を受け継いでいく意味でも大切であると考えております。

なお、野村議員からお話のありました消え去った唱歌として御紹介されました教材の中に、一部中学校のほうに移行しておりますので、少し御紹介いたします。

早春賦、これは中学2年生、3年生の教科書に移行されております。赤とんぼ、浜辺の歌、これは中学1年生の教材に移行しております。夏の思い出、これは中学2年生の教科書で取り扱っております。椰子の実、こちらは中学2年生、3年生の教科書の教材として現在も取り上げられておりますので、御報告を申し上げます。

続きまして、道徳と道徳の教科書につきまして御答弁を申し上げます。

特別の教科道徳の評価につきましては、小・中学校学習指導要領において、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする、と示されております。これは、道徳科の特質を内面的資質、道徳的判断力、道徳的信条、道徳的实践意欲と態度としての道徳性を主体的に養っていく時間であると捉え、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め励ます個人内評価として、記述式で行うことが求められております。

また、道徳教育推進教諭とは、学校の道徳教育の推進を主に担当する教師として位置づけておりまして、各校の道徳科の実践状況や課題を押さえた上で改善を図り、道徳教育の目標を達成するため、校長の方針の下、学校が一体となって組織的に取り組むための中心的な役割を担っております。

本市におきましても、各校1名この道德教育推進教諭を校務分掌に位置づけております。特別の教科道德の授業時数は、道德の時間としては週1時間、年間35時間と小学校・中学校とも学校教育法施行規則に示されておりますが、この道德の時間を要いたしまして、学校の教育活動全体を通じて行うという道德教育の基本的な考え方を大切にしながら、道德教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、学校教育法第35条につきまして御答弁を申し上げます。

教育委員会では、学校教育法第35条を適用した事例はこれまでございません。

野村議員のお話にもありましたように、学校教育法第35条は出席停止について定めたものでございます。児童生徒の安全・安心な学校生活、財産そして学習権などを守るためには、学校が最大限の努力をもって指導を行ったにもかかわらず、そうした行為などを繰り返す児童生徒が認められたときには、教育委員会としてその保護者に対して児童の出席停止を命ずるという毅然とした措置を取ることができる規定であると解釈をしております。

そして、同法第35条第4項には、市町村教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする規定されておりまして、ただ単に出席停止措置を命ずるということではなく、出席停止期間中においても教育委員会の責任の下、当該児童生徒の学習権を保障するためのフォローアップに努めなければなりません。

一方、教育基本法にもありますように、児童生徒は人格の完成途上の存在であり、義務教育においてはその能力を伸ばしつつ、これからを自律的に生きていくための力を身につけさせ、心身の発達に応じながら必要な規律を重んじるよう育成していくことが求められております。

このようなことから、学校において、いじめを受けている児童生徒を守ったり、他の児童生徒の学習権を保障したりしながら、他の児童の教育に妨げがあると認める児童生徒であっても、まずは成長や人格の完成を信じて粘り強く指導することが大切であり、学校教育法第35条の適用につきましては、慎重を期す必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 野村議員。

○17番（野村新作） ありがとうございました。

まず、教育勅語と教育基本法でございますが、まさか教育長自らが答弁してくると思わなくて、私みそぎを2回してきたき、今日は。

教育勅語は、言うたら日本国憲法と一緒にGHQによる押しつけと私は思っております。それを変えるじゃ変えんじゃ言うたら、またうるさい連中がおりますので、ここではあんまり言

いません。

それから、唱歌でございますが、小学校で習った唱歌は中学校のほうへ移行しておりますということでございます。なるほど、小学校の音楽の教科書では、ありとあらゆる音楽が外国から来たとか、それから神祭の関係とかいろいろありますが、やっぱり我々は4年頃ですか、上級生が春のうららの言うて調子のええ歌を歌いよらあ、俺らあもあんなが6年になったら歌えるがやと思って、6年になったらありました。そのとき歌いよった上級生も、もう75ばあのおんちゃんになっちゅうけんど、とにかくえい歌はいつまでたっても残っていく。私が何ちゃあ言わいでも社会が残すでしょうね、心に響く歌というのは。

中学校になると、レット・イト・ビーとかビートルズとかいうのが出てきますし、それから思い出になるのはエーデルワイスですか、サウンド・オブ・ミュージック、オープニングは衝撃でした。ジュリー・アンドリュースさんが歌って、ヘリコプターで撮ったんじゃないろうかと思いますが、あれに衝撃を受けて、自転車で映画を見に行きよったけんど、価値がありました。それから、このエーデルワイスを歌ったクリストファー・プラマーさんもせんだって亡くなりました。あのときのトラップ家の子供たちも、ええおんちゃん、おばちゃんになっちゅうろう。

それから、不登校でございますが、強く継続を訴えていくということでございますが、ありがたいことでございます。ただ、心配するのは、小学校、中学校は卒業しても、高校でどこが受けてくれるか、それから上はどうするか、適齢期になって結婚問題とか就職問題とか必ずきめんしますので、何とか手を打っちゃかな、早うに治ってもらったら一番いいです。

それから、道徳の言葉でございますが、孝行をしたいときには親はなしというええ言葉がございますが、この議場の中でもぎくつとする連中がおるがやないやろうか。今さら孝行してもいうて、私ら両親もおらんしやりようがないし、ええところ嫁さんの孝行ばあしかないがよ。

いろいろと勉強さいてもらいましたので、12月議会はまた変わった角度から勉強して質問をさせていただきます。これで終わります。ありがとうございました。

— * —

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いた

します。

御苦労さまでした。

午後 2 時40分 延会